

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

- 訓令 熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令 (用 度 課)
- 登 載 依 頼 熊本県教育庁処務規程等の一部を改正する訓令 (教育委員会)

訓 令

熊本県訓令第四十六号

本庁各部署(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関
出 納 局
教 育 庁 各 課 (室)
人 事 委 員 会 事 務 局
監 査 委 員 会 事 務 局
警 察 本 部
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和六十年熊本県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別記第九号様式その一中「~~任~~登」を「~~任~~登(登)に改める。
別記第三十三号様式中「~~田~~田」を「~~鴨~~鴨」に改める。

附 則

- この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第十号

本庁各課(室)

各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県教育庁処務規程等の一部を改正する訓令
(熊本県教育庁処務規程の一部改正)

第一条 熊本県教育庁処務規程(昭和三十六年熊本県教育委員会訓令第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号及び第二号中「(室)」を削る。

第二節の節名中「(室)」を削る。

第三条から第五条までの規定中「(室)」を削る。

第六条各項列記以外の部分中「(室)」を削り、同条総務企画課の項中第九号を削り、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 恩給に関すること。
十六 児童手当に関すること。

同条社会教育課の項第三号中「青少年教育」の下に、「家庭教育」を、「学習機会」の下に「の充実」を加え、同項第九号中「県立生涯学習推進センター設置の準備」を「生涯学習事務所」に改める。

同条同和教育課の項を人権同和教育課の項に改め、同項第一号から第四号までの規定中「同和教育」を「人権教育」に改める。

同条体育保健課の項第十一号中「県営熊本城プール」を削る。

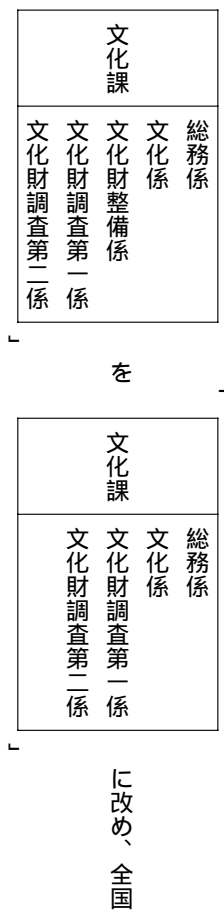
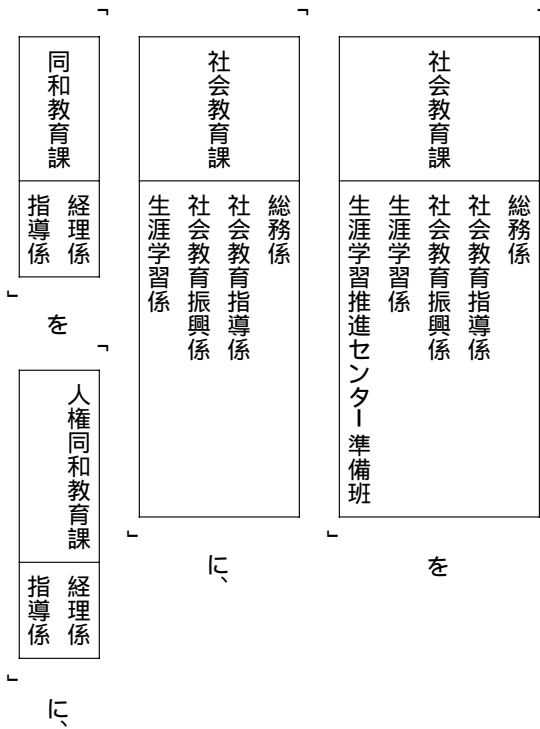
同条中全国高校総体推進室の項を削る。

第八条中「(室)」を削る。

第十五条各号列記以外の部分中「同和教育課長」を「人権同和教育課長」に改め、同条第一号及び第二号中「同和教育」を「人権教育」に改める。

第二十条第二項から第五項までの規定中「(室)」を削る。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三条関係)」に改め、同表中「(室)」を削り、同表中



高校総体推進室の項を削る。

別表第二(第八条関係)一 支出負担行為以外の共通専決事項の表中「(室)」を削り、「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

同表二 支出負担行為に係る共通専決事項の表中「(室)」を削り、

十四 使用料及び賃借料	五百万円以上	百万円以上五百万円未満	百万円未満
-------------	--------	-------------	-------

十四 使用料及び賃借料	二千円以上	四百万円以上二千円未満	四百万円未満	リース契約に限る。
	五百万円以上	百万円以上五百万円未満	百万円未満	

改め、同表「(注)」中「(室)」を削る。

(熊本県教育委員会表彰規程の一部改正)

第一条 熊本県教育委員会表彰規程(平成三年熊本県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「教育長の」を「熊本県教育庁処務規程(昭和三十六年熊本県教育委員会訓令第四十八号別表第二に掲げる専決事項の区分に従い)」に改める。

(熊本県教育庁福利厚生室設置規程の一部改正)

第三条 熊本県教育庁福利厚生室設置規程(平成四年熊本県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第五号を削り、第四号を第三号とする。

(熊本県教育庁教育企画室設置規程の一部改正)

第四条 熊本県教育庁教育企画室設置規程(平成十三年熊本県教育委員会訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

五 教育予算及び会計の総括に関すること。

六 教育の情報化推進の総括に関すること。

附 則
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所 熊本
平成十四年三月二十九日印刷
平成十四年三月二十九日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%